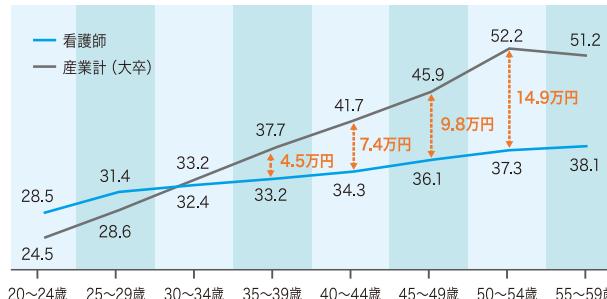


看護職員の処遇は、 仕事の量や専門性、責任に 見合っていません

本会が行った「病院・有床診療所における看護実態調査」(2019年)では、離職を「考えている」と回答した看護職員の、現在の就業先で働き続けるために改善してほしい条件の第一位は、「仕事に見合った賃金額」でした。「給与が仕事量や責任に見合っていない」、「仕事内容を考えたら安すぎる」といった声も届いています。



※月額賃金額:「決まって支給する現金給与額」(時間外勤務手当、夜勤手当等を含む。男女計)
出典:「賃金構造基本統計調査」(令和2(2020)年)

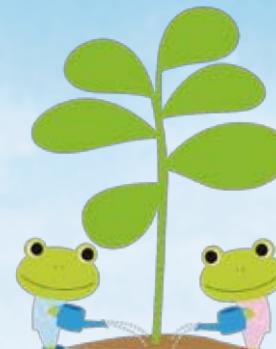
2020年のデータを見ると、看護職員の賃金水準は、20代前半では全産業平均より高めですが、30代以降には逆転し、年齢層として就業者が最も多い40代前半では約7万円の開きがあり、この差は年齢を重ねるにつれ拡大しています。

他の医療職と比較しても、看護職員の賃金は低く、この20年余り、夜勤手当金額も上がっています。また、専門看護師・認定看護師のように、より専門性の高い看護師の処遇も適正になされていないのが現状です。



看護職員の処遇改善に 取り組みましょう。

看護職員一人ひとりが、
専門職にふさわしい賃金について
考えてみましょう。



公益社団法人日本看護協会

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前 5-8-2

Email: kangorodo@nurse.or.jp

<https://www.nurse.or.jp>

日本看護協会は、看護職の活動を支援する職能団体です。
都道府県看護協会と日本看護協会は、個人の力だけでは
解決できない看護を取り巻く課題を、組織の力で解決し、
看護を発展させ、社会に貢献します。

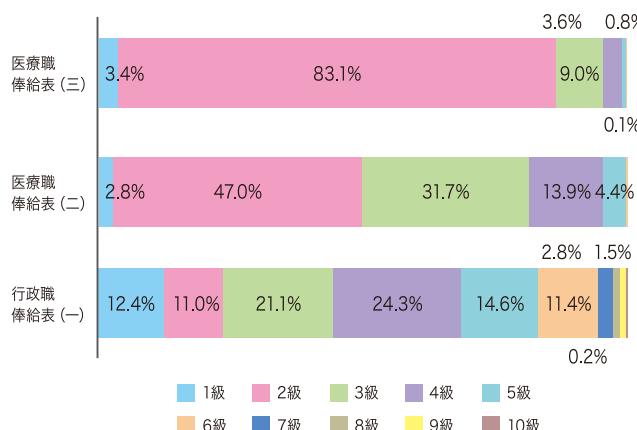


生きるを、ともに、つくる。
公益社団法人 日本看護協会

看護職員の賃金(給与)は、昇格しないと上がらない。でも管理職のポストは限られている

賃金(給与)とは、労働の対価として雇い主から支払われるお金のこと、基本給と各種手当の総額です。基本給は、残業代やボーナス、退職金の額にも影響します。

看護職員の賃金の特徴は、賃金カーブが非常に緩やかなこと、つまり給与の上昇幅がとても小さいことです。



出典：「令和3年国家公務員給与等実態調査」（人事院）

上の図は、国家公務員俸給表級別適用人数の構成比です。看護職員に適用される医療職俸給表(三)では、新人から副看護師長まで約8割の看護職員が2級に留め置かれ、何年勤めても（認定看護師になっても、経験を積んで熟練しても）看護師長にならない限り昇格しません。しかも、昇格のポストは限られています。公立、民間を問わず看護職員の賃金制度が医療職俸給表(三)の影響を受けている場合には、同様の問題が生じます。



今こそ、看護職員の処遇を改善するチャンスです

今、看護職員の処遇改善が動き始めました。「地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員」を対象に、2022年2月から9月までは、国の補助金を活用して収入の1%程度（月額4,000円相当）引き上げられ、10月以降は、収入を3%程度（月額12,000円相当）引き上げるための処遇改善の仕組みとして、診療報酬に「看護職員処遇改善評価料」が新設されました。処遇改善の対象となったのは全看護職員の1/3ほどにとどまります。

そして2022年11月18日に、「看護師がキャリアアップに伴いより高い職務の級に昇格できる」よう、国家公務員医療職俸給表(三)の級別標準職務表が改正されました。

注目

改正前		改正後
1級	准看護師の職務	准看護師の職務
2級	1.看護師の職務 2.保健師又は助産師の職務	1.看護師の職務 2.保健師又は助産師の職務
3級	医療機関の看護師長の職務	1.医療機関の副看護師長の職務 2.特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師の職務
4級	医療機関の副総看護師長もしくは副看護部長または困難な業務を処理する看護師長の職務	医療機関の相当困難な業務を処理する看護師長の職務
5級	医療機関の総看護師長もしくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長もしくは副看護部長の職務	医療機関の総看護師長もしくは看護部長又は困難な業務を処理する副総看護師長もしくは副看護部長の職務
6級	特に規模の大きい医療機関の総看護師長または看護部長の職務	特に規模の大きい医療機関の総看護師長または看護部長の職務
7級	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務	極めて規模の大きい医療機関の看護部長の職務

やりがいをもって働き続けられる看護職員の処遇の実現を目指して

医療職俸給表(三)の改正内容をもう少し詳しくみていきましょう。

① 3級に新たに位置付いた「副看護師長」は、その名称でなくとも、主任、係長等の自施設で師長の補佐を行う中間管理職と読み替えることができます。

② 「特に高度の知識経験に基づき困難な業務を処理する看護師」には、認定看護師、専門看護師のような認定された専門性の高い看護師だけでなく、熟練したジェネラリストも対象として読み解くことが可能です。

ジェネラリストを適切に評価するためには、ラダーの活用などが有用です。

国が進める看護職員の処遇改善や、医療職俸給表(三)の見直しがされても、看護職員の処遇を最終的に決定するのは、各医療機関です。

専門性を発揮し、組織に貢献している人が報われる賃金制度の実現を目指し、まずは看護職員一人ひとりが、専門職にふさわしい賃金について考えてみることから始めてみましょう。



本会では厳しい労働環境の下で勤務する全ての看護職員の処遇の抜本的改善の実現を目指し、活動しています。本会の看護職員の処遇改善に向けた取り組みについてはこちらをご覧ください。

